

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（鈴木基次君） ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、平成29年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、3番 碓井議員、4番 北村議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（北裏典孝君） 説明します。

平成29年美浜町議会第1回臨時会会期予定表。2月14日火曜日本会議。1番、会議録署名議員の指名、2番、会期の決定、3番、諸報告、4番、全議案の提案理由説明、5番、議案審議、以上です。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

本臨時会の会期は、事務局長説明のとおり、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条の規定によって、本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

議案第1号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第6号）について。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長提出案件は以上です。

報告します。

議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果について、文書報告を受けています。お手元配付のとおりです。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（森下誠史君） おはようございます。

平成29年美浜町議会第1回臨時会に上程いたしました議案1件について、提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成28年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ35,545千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を40億72,948千円とするものでございます。

補正の内容は3点ございまして、1点目は、2月3日に国の地方創生拠点整備交付金の内示がございましたことからその事業に係る経費を計上するもの、2点目は、西川に設置されている田井久保田樋門の修繕費用の計上、そして3点目が、現在濱ノ瀬地内で施工中の防火水槽の工事費の追加でございます。

また、地方債の追加がございますので、第2表地方債補正の追加もお願いしてございます。

以上、議案につきまして、提案理由を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 日程第5 議案第1号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について、細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第1号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第6号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ35,545千円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を40億72,948千円とするものでございます。

今回は、3点について補正予算をお願いしてございます。

1点目は、今回、地方創生拠点整備交付金の内示がございましたことから、事業に係る経費を計上するもの。2点目は、西川と斉川の合流点付近に設置されている田井久保田樋門の修繕費用の計上。3点目は、現在濱ノ瀬地内で施工中の防火水槽の工事について、新たな工法導入費用が必要となったことによる工事費の追加でございます。

では、歳入から順を追ってご説明いたします。

7ページの地方交付税8,545千円の追加は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、地方創生事業費補助金14,500千円の追加は、国の第2次補正予算により、地方創生拠点整備交付金が去る2月3日に交付内示され、交付対象として日の岬・アメリカ村の再生のための漁師レストランやゲストハウスの整備などの事業が採択されたことによるものでございます。

町債、総務債、一般補助施設整備等事業債は12,500千円で、地方創生拠点整備交付金を充当した事業のうち起債対象となる部分に充当するものでございます。

次に、9ページの歳出でございます。

総務費、総務管理費、地方創生事業費31,000千円の追加は、地方創生拠点整備交付金14,500千円が認められたことから、日の岬・アメリカ村の再生のための漁師レ

ストランやゲストハウスの整備などの設計委託業務や工事費などを計上するものでございます。

農林水産業費、農業費、農地費、工事請負費2, 545千円の追加は、農業用樋門の修繕工事でございます。西川と斎川の合流点付近に設置されている田井久保田樋門については、平成22年度において、和歌山県によりその電動化が施され、完成後、美浜町に譲渡されているものであります。現在、和歌山県においては、この田井久保田樋門を含めた4樋門を対象とする和田川樋門等遠隔操作システム整備事業が進められており、その過程において、操作盤や開閉装置内の電気回路が落雷によりショートしていることが判明し、電動による樋門の開閉が全く作動しない状況にあります。和歌山県における遠隔操作システム整備事業の工期末が平成29年3月21日となっており、現状のままでは、この整備事業の完成に対しても支障を及ぼすこととなりますので、町としても、早急に修繕し、復旧しなければならないと判断した次第であります。

消防費、消防施設費、工事請負費2, 000千円の追加は、現在施工中の濱ノ瀬地区防火水槽改修工事において、予想していた土質よりも地盤が硬質であり、仮設工における土どめ矢板を圧入するに当たり、新たな工法を導入する必要性が生じたため、工事費用を増額するものでございます。

以上、3点について細部説明を申し上げました。地方債を追加しましたので、3ページに第2表地方債補正の追加、また、予算書の末尾に地方債の現在高見込みに関する調書を添付してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この臨時議会のメインでございます地方創生の話ですけども、ここに4, 534千円、設計委託業務が載っております。下にはレストハウスが13, 666千円という工事金額も出ております。本来、設計して幾らぐらいかかるかということがわかって、そんで工事費が出てくると、この工事費というのは後でまだ追加出てくるんですか。まず疑問に思うのは、13, 666千円ですとすれば、設計費用が4, 534千円と、ちょっと大き過ぎると考えるんは、これ私だけなんかな。この点、まず1点。

それから、副町長は3点ございますと、今回の案件は。この工事請負費というのに、単独工事とだけしか書かれておりません。この部分についての細部説明もございませんでした。この1, 570千円は何の単独工事なんですか。これ、2点目に伺いたい。

それから、いま1点。いよいよ設計段階に入り、工事費も計上してきました。ここまで防災企画の中でやってきてくれました。実際、これ、予算ついて、設計して、さあできたと、どこがこれをやっていくんですか。

以上、まず3点伺いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） どうも貴重なご指摘ありがとうございます。

3点ございまして、最初の設計の金額が大き過ぎるんじゃないかというところなんです、これ、これからもアメリカ村をどう再生していくかという話で、1つは、設計とって、一般的に実施設計というのが考えられると思うんですが、その前に、そもそも、アメリカ村とか日の岬、三尾地区全体を、もしくはもっと言えば美浜町全体を見渡した中でアメリカ村というのはどうあるべきか、三尾地区がどうあるべきかというのを、私は予算屋というイメージでこういう積算をしていたんですが、そんな専門家の方に、知見のある方に見てもらおうと思ってしまして、だから、とにかくレストランをつくってくれとか、ゲストハウスつくってくれと言うんじゃないくて、そもそもどうあるべきかというランドデザイン的な部分を実は考えてほしいと思っておりまして、基本設計とランドデザインを含めた金額なんで、一般の設計料よりは多めに積んでおります。

それから、2点目の町単独工事の1, 570千円は何に使うのかと。実はこれは私も全然予期せぬ事態に想定してということしか申し上げられません。順調にいけばそれは使わずに済むんだと思うんですが、工事のことなんで、何があるかわからないんで積んでいるものでございまして、逆に言うと、今説明できるのであれば、そういう何らかの項目に入れるんですが、できれば使わずに済むなら使わないようにしようと思っておりまして、国で言えば予備費的なイメージで積ませていただいております。

それから、誰がやるかということですね。これ、前々から地方創生の話で、私、来たときからずっと申し上げておるんですが、地方創生推進交付金もそうですし、今後予定する予定の地方創生推進交付金につきましても、地域の住民の方がやるものに対して役場が環境整備するのであれば使ってくださいというものでございまして、役場が直接する、建物とかは所有権がありますので、役場が直接やるんですけども、実際の運営については、地域の方にできればやっていただきたいというふうに思っております、まだ、地区の方には説明とかもしておりませんので、できるだけ早い目に、美浜地区がいいのか、美浜町全体がいいのかあれですけども、説明しまして、ぜひ自分たちの地域を自分たちで守るんだ、自分たちで元気にするんだという方を募りまして、そういう方にやっていただきたいと思っております。だから、今現時点で誰がやるんだということについては説明できません。

もし、仮にどなたもということであれば、町外からそういう知見のある方を呼んでくるということも一つの考え方でありまして、それは今後、皆さんと相談しながら、決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） この委託業務が、設計の委託業務の金額が上がっていて高いというのは、今の説明でよくわかりました。

しかし、ここでこのことを指摘するのが正しいのかどうか、いじめるつもりはございませんので、さらっと流したいんですけども、そう答弁されたら、議員という立場上、指

摘せざるを得ないというのがこっちの苦しい立場なんですけれども、単独工事は予備費や、それはないで。これはもうさらっといたしまして。

一番肝心の3点目なんですけど、一番聞きたいのがここなんですけれども、この地方創生というのはいわゆるローカルアベノミクス、今の地方の活性化の国の政策の目玉ということとは理解しておるつもりでございます。そして、これが始まったときに、各議員なりにいただいたCD、前にもここでも言ったように、総時間延長を言われたら4時間を超えるDVD、私、一般質問書きながら全部見せてもらったつもりです、はたでかけながら。意味も大体理解しておるつもりです。それで、いろんな活動の中で西山参事官が、担当官がここへ来られたということも、どういう立場で来られたかということもよく理解しておるつもりでございます。でも、あのDVDを見る限りにおいては、美浜町がきちんとビジョンを組んで、ほんでメタデータではないですけども、ビッグデータなんかの活用でも、地方でできんだらどうぞ言ってください、理解しますよというようなことも、あのDVDに入っていましたよね。それと同じように、町が計画組んで、自分の町が余りにも人材不足するんでアドバイスくださいよというようなことで、国から人事を派遣しますよという話だったと思います。

でも、私、ここで議員という立場で傍観というんか、見させてもらっておりますと、何もかも西山さんに放りつけてしめて、おまえせえって、うちとこの町は余りにも酷過ぎるように、私には感じてきております。しかし、その中でここまでよう計画立ててくださったと思います。

しかし、私は町民の方にやるというんじゃなしに、この課はどこが担当するんですか。工事も、工事の管理監督も全て、また、そういう人選とか何とかも防災企画課で行うんですか。この説明のときに、課長、出席されてなかったでしょう。忙しかったんでしょうけども。私の目から見たら、全て西山さんに放りつけてしめて、という表現悪いですけども、町はこんなにしていくんや、だから、ここがこうやというところがこうするんだというのが見えてこないんですよ。

河合課長が来ておられますけども、松キュウリとか何とかというんは、創生にかける前に、キュウリという、松キュウリを堆肥でつくるというものがあつた上をしたんで、どこが受けるかという、非常にやりやすいですよ。でも、今回のこのレストランとか、ゲストハウス云々というのは、全く受け皿のないところで計画組んで、この計画が間違つたというんではないんですよ。ここを進行していくのは非常に難しいと思うんです。松キュウリに比べてみたら。

その中で、どの課が担当するんかというの、私は住民が受けるとか受けんとかというのは、最終的にはそうなると思います。どっかが、第三セクターつくるんか、誰かが名乗りを上げてこの経営をさせてくださいと。でも、そこまでもっていくんに、どの課が責任持つんか、防災企画課が、西山さんじゃなしに防災企画課が責任持ってやっていくんですか、そこのところ一番最初に聞いたかったんです。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） 田渕議員の質問にお答えします。

今言われたこの今回の交付金の取り扱いについては、内部、防災企画課の中でも、また、町長、副町長も含めた中でも協議したところがございます。28年度の補正予算ということでもありますので、今回の交付金の取り扱いについては、まずは3月までについては、この防災企画課が所管として担当するということになります。

4月以降の話になるんですけども、これも、協議のあったところがございますが、今現在で4月以降も防災企画課が担当するのか、また、組織内での新たな体制をつくって、そこが担当するのかというところについては、今、私のここでお話しできる範囲では定まっておられません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 質問が余り長なったらいかんのでさらっと流したいんですけども、ちょっとこのとこだけは押さえておきたいんで説明させてもらいますけれども、昔、戦後食料難では、日本はとにかく国民のおなかを膨らまそうということいろいろなビジョンがあって、食料増産で至上命令でしたよね。ですから、日本の国中、食料増産だった。そんな流れからいろいろずっと中間を省いて、結局、今、地方を潰してしまたら、都会、東京が潰れるんやということに気づいて、地方を何とかして活性化しようというのが今の目的ですよ、これ地方創生の。

結局、こういう工事をやっているということは、KGI、キー・ゴール・インジケータ一、これ、なぜ持ってきたかということは、これが達成できなったら、次の補助事業なんか出てこないですよ、昔と違って。ということは、これは簡単な事業やないと私は思っているんです。昔のように、メニューを広げてどこでもええ、この条件を満たしたら応募してこい、金出すさか、そんな形のもんじゃ、地方創生はないと思うんです。今ここに、予算出てきて、実際、具体的に案まで出てきて、もう4月いうたらほんにすぐそこですよ。どんなにしていくか。そら、課長は答えられないけれども、それは長ですから、当然だと思います、長に伺います。長はどんなに、どのようにして、この事業を消化していくつもりなんですか。

それから、もう1つだけつけ加えさせてもらいたいと思います。西山参事官が来られて、もう1年たちました。2年という話でございます。2年来て、さよならと言ったときに、西山さんが何を考え、何を目的に何をされたかということ継承する人も絶対必要やと思うんです。中村課長、いや、それは十分、私に任せておきなさいと言われるんだったらそれで結構ですけどね、今後も、地方創生というものが続いていく以上、西山さんが担ってくれた、あの机を守っていくような方は必要じゃないんですか。いわゆる参事官という方がおられなくても、その担当になる課長補佐というか、室か、担当か、そういうもん、必要なんですか。

はたまた、以前ここでも案になりましたように、防災企画というんじゃないしに、企画は企画で純粹にいくんやと、私はそれしかいいと思うんですけども、企画課の中に防災が、室か何か含まれるほうがいいというのと、頭に防災と持ってくるより、企画課と持ってくるしが私はいいと思っていますんですが、そこら辺も含めて、実際、具体的に設計案が出てきて、工事金額も出てきて、さあここをどこが面倒を見るんや、4月になって考える。余りにもお粗末じゃないんですか。そこら辺、町長の腹の内を聞かせてください。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

もちろん、おっしゃるとおり、先ほども担当課長のほうからもご答弁させていただきましたとおり、庁舎内で種々検討はしてございます。その中でじゃあ、4月からということですけども、今、ここで、申すことはできないというのがいろんなケースの中で、どれが一番いいのか。だから、今、田淵議員がおっしゃったとおり、防災企画課とか、はたまた、田淵議員がおっしゃったとおり企画とか、そない分離のほうもいいのかとか、いろんなことの中で検討しているような状況でございます。

そして、中村担当課長のほうからもご答弁させていただきましたとおり、この、平成28年度ということで、まずもって担当課は防災企画課のほうですということになってございます。だから、平成29年度、決して遅々としてしているんじゃないなくて、種々検討しておるといって、ここについては考えてほしいなとか思っていたきたいなと、このように思っております。

何分、田淵議員もおっしゃるとおり、この人材支援制度という形の中にのっとりまして、地方創生ということで西山統括官を町のほうからお招き、お呼びしたということでございます。あくまでも2年間ということでございますし、その中で言えば、いろんな田淵議員がおっしゃるとおり、その辺は同様、同感なんですけれども、この後というんですか、いろんな西山統括官の考え、また思いということも踏襲というんですか継承、その方向も考えてまいりたいなと、このように思っております。

4月からにつきまして、改めてですけども、また、ここでいろんな形でご答弁させていただくケースもあろうかと、このように感じてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 4回目なんで手短かに質問させてもらいますけれども、種々検討するんは非常に結構なことでございます。検討し過ぎて何にも結果出やんの、小田原談義と言うらしいですけども、設計予算出て、実際の工事の予算が出て、それにまだ検討しているという、住民から見てもたら、美浜町の議会は何と甘いのと、そのところ指摘せん議会も笑われるように私は思います。ほかの議員はどう考えているんか知りませんが。

そのこのとこ、結局、河合課長が松キュウリの話されているとき、はたで見てて、どんだ

け気使うてやっているかというん、物すごい神経ぴりぴりしているなと思うんです。そのことを思うたら、まだ、これしか大変ですよ。それをどこですか、決めてない。

もう4回目ですんでやめますけれども、私そんなもん通す議会がおかしいと思いますよ。そこら辺のことは、この予算じゃなしに、その理屈を。

ついでに、単独工事の1,570千円は、あれでいいんですかね、町長。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

そういった指摘は指摘ということで承りたいなと、こういうふうに思っております。

それと、単独工事のことも1,500千円についてということでございますが、あくまでも国の補助事業の中で、もし、いろんな形でこれに合わないケースがございましたらという形の中で、今回でございますが、こういった単独工事ということで上程させていただいたということでご了解をお願いしたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） ちょっと今の田淵議員の質問に関連なんですけど、先日、いろいろご説明していただきました、このゲストハウスだとか、漁師レストランですかね。ほとんど、私ちょっと遅れて行ったもので、詳しく説明も聞けてなかったんで、資料だけ拝見させていただいていたんですが、この資料のほうに載っている収入見込みで、平成30年度5,490千円とか、31年度2,470千円、観光者数が同じ500人で一気に半分以下に減るのかなというのも疑問なんですけど、そのとき説明されていたのであれば、ちょっと重複で申しわけないんですけど、まず教えていただきたいのが1点と。

この各年度の収入額、これはあくまでも収入額であって、例えば利益だとかいう、全体の収入額ということなんだろうかなと思っております。であるならばなんですけど、どれぐらいの利益を見込んでられるんですか。いや、これが利益というんならこれでいいんですけれども、そこら辺ちょっとお願いします。

○議長（鈴木基次君） 西山統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） その後、そうですね、ご説明したらよかったですけど、すみません。失礼しました。

この議案じゃないんであれですけども、全員協議会でお出した資料の数字の部分で、当然、グロスですので利益じゃありません。金額、これは最後に累計という欄があると思うんですが、増分ですので、減るんじゃないかと、ネットの増加額が載っていると思ってください。だから、減るんではございません。

これもいろいろ、この場でこういう言い方をしたらいけないんですけども、予算要求のちょっとテクニックがありまして、これが厳密なものではなくて、予算が取りやすいような形になって、後で説明がつくぎりぎりの範囲の数字で書いております。

利益が幾ら出るかというのは、この予算要求上はそこまでは求められておりませんので、そこはまだ見込んでおりません。それは今後、まさに運営していくときに、このことをや

ることによって大幅な赤字が出るなどということになってはいけませんので、利益が1円でも多く、これも公共的な事業なんでもうければいいというもんでもないんですけれども、適正な利益が出るように事業計画というのをつくっていかなきゃいけないのかなと思っています。

すみません。答弁になっていないかわかりませんが、以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） いや、要は先ほど、田淵議員の答弁の中で、運営はできれば地域の方でやっていただきたいと、もちろん、そうだろうと思います。地域の方は、これ、ボランティアでやるんですかね。利益度外視で。自分らの給料やら要らんと。何かしかを運営しようと思ったら、やっぱり当然利益、人件費もかかってくる、仕入れも全部、ボランティアで美浜町の特産のシラスであったり、キュウリであったり、ただでもうてるんですかね。そんなわけにいきませんやん。ということは、仕入れ値というのが当然あって、それで、それに対して人件費や何やら乗せて、ガス光熱費やらも全部乗せて、当然、販売するわけですよ、ここで。レストランの運営なんかでも、やっぱりそれなりの料理人の人がつくらないと、長続きも多分しないと思います。当然、それなりの料理人の方で。

ほで、利益がまだよくわからないということなんですけれども、予算要求の中では、別に利益まで幾らぐらい見込んである、いないというのは、別に言われたいのはそれはそれでいいとしても、やっぱり運営していく上で、そのためのこういう設計業務であったり工事であったりするわけですから、当然これぐらいの利益の見込みは考えているよと。どの程度、どの規模のどういう規模の漁師レストランなのかわかりませんし、1週間のうちにどんだけ営業日があるのかもわかりませんけれども、その辺が決まってきたら、ある程度、必要経費というのは当然のことながらわかってきますわね。これぐらいのスタッフ、そろえないかん、こういうのをそろえないかんとなってきたら。そしたら、最低これぐらいの収入がなかったら、こんなもん運営できひんてなってきましたやん。運営できひんとなってきたときに、いや、ほいでも、やっぱり運営せなんだらちょっと格好つかんさかいとなったら、今度何が出てくんのよとなったら、当然のことながら役場の金ですわね。それか、ただで働いてもらうかどっちかですね。ただで仕入れてもらうということになってくるんじゃないかなと思うんですよ。

だから、ある程度、ここまで設計なり、こういうものを建てるんやということができたんであれば、やっぱりその内容的なもんも、誰に運営してもらうかは別としても、これぐらいのこういうレストランを運営していくのに、これぐらいの収入がなかったら、最低限維持管理はできひんと。こんなもん、できなんだらできなんだでまあええわ、もうほたら、やめてまおうかというふうなレベルの話じゃないんでしょう、町長。10年も20年も、続けたい事業ですよ、こういうのは。10年も20年も続けようと思たら、やっぱりそれなりに利益がなかったら、続けたくても続けられませんよ。

そこら辺、もうちょっと、予算はこれで通って国から補助金をいただけたというのは、

それはそれでいいんですけれども、運営するのは、その地域の方なのか、町外の方なのか、誰かわかりませんが、何せ必ずそういうのがつきまってくると思うんですよ、運営していく以上。

いや、もう役場が後ろ盾になっているから、とにかく赤字垂れ流そうが何しようが、もう、どうぞやってくださいというふうな運営でやるわけにいかんでしょ。当然。そしたら、やっぱりそれなりに、嫌らしい言い方ですけども、やっぱり銭勘定というのはやっぱりきちっとやとくべきやと思うんですよ。

そこら辺もうちょっと、もういや、まあ、そうは言うても、そんななん何もまだないや、決まっていなやとおっしゃるんなら、それはそれでいいんですけれども。僕はやっぱり、その辺はもうちょっとちゃんと、せつかくこういう箱物というんか、こういうのをつくるんですから、もうちょっと中身も具体的なもん、これでどれぐらいの利益が確保できるんやとか、そやから運営としては多分やっつけいけるはずやとか。そら、実際やってみなわかりませんが、ほんでも、それぐらいのある程度見込みというのはやっぱり欲しいんですけれども、そこら辺いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） すみません、説明不足で申しわけないんですが、地方創生拠点整備交付金というのは建物を建てるだけの補助金でして、これだけで私、済むとは思っておりませんでして、実際はいろんな備品を買ったりとか、職員も非常勤職員か何かかわかりませんが雇ったりとか、そういうものも必要で、それは地方創生推進交付金という制度がございまして、3カ年事業で計画をつくることになっています。これが、3月の中旬ぐらいに、多分、3月ぐらいに申請になると思うんですけれども、今後申請するんで、そこでどの程度要求していくかというのを考えているところでございます。

要するに、地方創生の交付金の設計としましては、3年間で何とか採算に乗るように考えなさいという計画になっていまして、その間のさっきの職員費用であつたりとか、もし、地域で法人化するんであれば法人化の費用であるとか、何か、あとそれ以外のいろんなノウハウのための費用であるとか、そういうのを推進交付金、ソフトのほうの交付金で予算要求するようになっていまして、今それをちょっと考えているところでございます。

ただ、やっぱり、なかなか私も役人しかやっていません。昔、関空に3年ぐらい出向していましたが、それ以外、役人しかやっていませんので、私一人の知恵じゃ、どれだけ利益出るかというのは確たるものは出ませんので、当然、利益出すために計画つくるというのは、もう谷口議員おっしゃるとおり、もう当たり前の話なんですけど、そのためにいろんな英知を集結して話ができればいいと思って、それで先ほど、住民の方に、実際、商売している方とかそういう方の知恵も聞かないといけないと思ひまして、そういうことを今後はしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） とにかく、やるからには長続きできるように、そのためにはやっぱり利益を上げていけるような組織なり、運営なりをやっていたらいいように、一応期待はしておきます。

あと、すみません、濱ノ瀬地区防火水槽改修工事の追加の工事のあれなんですけど、2,000千円でおさまるんですか。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

今現在、この工法については説明しますと、土どめ矢板の仮設工に関する予算でありまして、油圧式で矢板を圧入する予定だったんですが、土質が固くてそれで入っていかないということで、ウォータージェット工法という水圧をかけて矢板を入れていく工法を導入することから、この予算でございます。純然たるそのウォータージェット工法に変えるがための予算ということで、今回2,000千円を計上させていただいております。これで、このウォータージェット工法で採用することによって矢板が入っていくことで、そのまま工事が進むと考えております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） 統括官、先ほどから質問出ていましたが、我々議員としては、田淵議員もおっしゃっていましたが、5年間の計画出したら、売り上げまでついているのに、利益がどれぐらいよ、必要経費どれぐらいよという話は当然のこと、別に意地悪で聞いているわけやないですよ。これ、かかる経費については何ぼかかるんや、スタッフが何人要ってこうします、それが計画なんです。だから、売り上げこれぐらいあるやろうという大ざっぱな予想をしても、現実にこれぐらいのスタッフ要って、調理師何名要って、客が毎日どれぐらい来て、だから、利益はこれ、初めはちょっと赤字かもわからんけど、積み立てていって最終的にこれぐらいになって、5年間でこれぐらい、少なくともとんとんですよと、だからやらせてほしいんやと、こういう話ならまだわかるんですよ。

我々、これ、住民に説明、何もできませんよ。かかる経費についてはと、全くわからないんですよ、ソフト面なんです、ただ国へ補助金を求めるために出した計画書なんですと、こんなもん、私ら計画書と言わないんですよ。こんなもん、これこそ行き当たりばったりと言うんですよ。ただ、本当に、地方創生でそういうことになっているから、求めて、予算請求したいんやと、くださいと言うたんです。それならまだって、それだけの話なんですよね、今。現実に住民の方に説明するのに、そんな説明して納得すると思いますか。

これ、役所はそら、役所の関係の話ならそれで済むかもしれませんよ。我々議員ですから、一般の住民の皆さんに説明せなあかんんです。そのとき、何の説明もできませんよ、これは。どう思われますか。これからよくよく考えてほしいのは、こういう金もうけの場を設けるのであれば、これぐらいもうかるんや、これぐらいいつきは損するけどという話がついてこなければおかしいんですよ。こんな民間の予算請求で、会社の請求ならまる

つきり没ですよ。通りません。

我々は、住民目線に立って質問させてもらっているんですよ。役所の立場で質問しているんじゃないんですよ。だから、普通はかかる経費については、スタッフが何人いってって言うて説明しやるん、説明書出すときにちゃんと報告してくれな、我々どうしようもないです。

誰か、この文書で、この谷口議員が示した資料で、住民の皆さんに聞かれてちゃんと説明できるとお思いですか。まず、それ1個。それで説明できるやろ、あんたならと言われるなら仕方ないですけどもね。できるかどうか。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） いろいろアドバイスありがとうございます。

これから、この予算というのは、私は考えるきっかけだと思ってましたんで、がちがちに、これはこの5年後にはこんな利益出るとバラ色の説明して、私そんな、私は正直な人間なんで、商売なんて絶対もうかる商売なんてあり得ないと思うんです。ですから、これでみんなで利益を出すためにどうしたらいいかと考えていこうきっかけに、今回、こういう予算を取ってきたんですけれども、かちかちに、これは絶対この漁師レストランをして、こういう商売をしたら5年後にはこんだけ利益出ますなんて、私、言う自信はないです。

閑空にいたときも、事業計画とかつくっていましたがけれども、その当時、社長がパナソニックから来た方で、5年間の計画なんてつくっても、そんなのでこんだけ経済変動が激しいときにできるわけないんだから、せめて3年ぐらいの計画で経営計画をつくりましょうとってつくった経験もありますけれども。

絶対もうかるからやりましょうとって住民に説明しているというのは、逆に不誠実だと思うんですよ。成功するために、皆さん、お知恵かしてくださいとってやるしかない。ただ、それは皆さんが納得してくれるかどうかは、私は言えと言われたら私は自信ありません。ただ誠意を持って話すだけです。それで、皆さんに納得いっていただければ、もう、この交付金の事業、すみません、できませんでしたと謝るしかないことだと思いますが、そのために逆に言うと、議員の皆さんも人ごとだと思わずに、いろいろこうやったらうまく行くんじゃないかというアドバイスをいただければありがたいかなと思っています。よろしくお願ひします。すみません、ちょっと不遜な発言をしましたが。

○議長（鈴木基次君） 7番、高野議員。

○7番（高野正君） これで、2回目やけど、今、統括官、もうかる商売なんかはないと言われましたけれども、ほな商売人みんななくなりますよ。商売人、誰もしませんよ、もうからへん商売。思いませんか。今、すごいこと言われました。商売なんてもうかるもんやない。もうかると思うからやっているんですよ。もうけようとしてやっているんですよ。どうしたらもうかるかという企業努力もしているんですよ。だから、赤字、赤字じゃなしに、利益、利益で黒字になって、赤字でも何とか黒字にしようと、皆さん努力をされて頑張っているんですよ。

議員知恵かせというても、聞きにくりゃ何ぼでもかすかもわからんけれども、私はそういう商売には疎いんでやっていませんけどもね。だから、たけた人、弱い人、いろいろ世の中には、そら、おられるでしょう。だから、たけた人に、だから、あそこに見に行った、ここ見に行きましたかと言ったら、車がないんで見に行っていない、おっしゃったじゃないですか。近場で行けるところも行かれていないでしょう。例えば由良の、どれぐらいもうかっているの。潰れたレストラン見に行ったかと言ったら、行っていませんとおっしゃったじゃないですか。

要は我々が欲しいのは、住民の皆さんに直接話す機会が多いんですから、わかります。話するときにはちゃんと説明せな、こういう計画になつとる、いや、これは絶対赤字やけどやりませ。誰が住民の皆さん、納得するんですか。そんな計算、何もしていませんね、ここ改装してつくるだけです。それで説明、ほなしたらええわて、誰が言いますか。これはしたらええわ、これ、計画書出したら補助金くれるんや、いずれ美浜町の発展のためにやっときましょかというて、出発したら、レストランなんかよ、黒字になるなんてよう言わんと言うたけれども、赤字、赤字、赤字で3年、5年たつて、5年目に1億円の赤字、それ、誰が責任持つつもりですか。

そんな商売ってないんですよ、普通は。近辺のある施設でも、住民の方が赤字なん知らなんだ、黒字やばっかり思うてたと。赤字がわかって、何やこれと、どんな経営の仕方してんねんという話になって大騒ぎになったことがあるんです。

だから、計画書とちゃんと出しているやないですか、計画しているんじゃないですか。だから、その計画には利益が何で乗せられないんですかというたら、要はかかる経費についてはスタッフも何も勘定に入っていないから、ただ予算もらうための計画書、政府に出したんです。もうそれだけの話でしょう、実際。

だから、それを何のためにするんかと考えていったら、美浜町、幾分か人口減少の歯どめになるかな、発展のためかなということで計画されたんでしょう。せつかくされたんだから、やっぱりかかる経費についても計算して、計上して、予想を立てるんが普通、計画なんじゃないんですか。計画とはそういうものでしょう。

いや、かかる経費については、まるっきり勘定に入っていないんですというものの、レストランしようかというのに、そんな計画あるんですかと私は言いたいんですよ。いま一言、本当に利益はわからないと言いながらでも、夢でもいいですから、利益は上がるように極力努力しますとか何とか言うてもらわな、これ手を挙げられませんか、はっきり言うて。これ、住民の皆さんに説明つきませんもん。

利益上からへん、かかる経費、かかるばかりです。こんな計画、計画とは言いませんよ。だから、今、体裁よう、うそでもいいから、5年後には立派に黒字にしてやっていけるようにしますと言ってくださいよ。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） 私の発言を何か誤解して聞かれているようなんですけ

れども、利益が上がるように皆さんとご相談していきたいと言っているんですけども、赤字に絶対なるなんて言ったこと一言もないんですけども。ちゃんと、そういうことでございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の高野議員なり、谷口議員に関連して質問させてもらいたいですけれども、私が一番最初にさせてもらった質問と重なる部分もあるんですけども、町長、1回よく考えてくださいよ。こういう地方創生という事業をやろうとしたときに、町がそれを受けてこういうビジョンを持ってこうしたいと、そのことをはっきり確立した上で、人材不足するんで西山さんに来ていただいたと。あくまでも、やる主体は町なんですよ。全て西山さんに答えさすんじゃないしに、私からしてみたら、きちんと課長なり町長が、今の答弁全て答えてくださって、ほんで、その上で西山さんにアドバイスいただくんだったら結構ですよ。全部、西山さんとこ行く、この町の姿勢がおかしいと言っているんですよ。

それで、計画とか、何とかアドバイスはいただいても結構ですけども、今言うてるように、町がやる中で、課長がこれ、答えるべきじゃないんですか。そこから先、全部任せしてしまうんじゃないしに。そこが一番さっきから聞いているとおかしいんですよ。あくまでも西山参事官はアドバイザーでしょう。わかりますか、言うている意味。

だから、主体性をきちんと持たないから、こんなになってくるんじゃないんですか。さっきから、議員のほうからいいアドバイスがあったらという話も出ていましたけれども、アドバイスさせてもらえるような機会も今まであったけれども、それは後です、後ですというて、全員協議会でこの地方創生の話あって、それはつくる過程の中で考えていきますと。結局、この予算が出てくるまで、我々の中に、仮定でこういうものをつくりたいやという説明あったけれども、そこら辺の経営は何かアドバイスありせんかとか何とかいう、込み入った膝をつき合わせたような相談はありませんでしたよね。

そののところ、もう一度だけ、僕これ、西山統括官に答えてもらうというんじゃないしに、町長なり課長が、今、高野議員なり谷口議員の言っている質問に答えてほしいんですよ。何もかもそこへ持っていくというんは、うちの町がちゃんと理解できていない、このシステムが理解できていない証拠だと思うんですよ。課長なり、町長、今の私の質問にご答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

まず、第1番目ですけども、決して西山統括官でございまして、統括官に何もかも丸投げではございません。そして、統括官という立場でございまして、地方創生というような形の中で特化したことに、いろんな形で政務していただきたいということでしておる職務でございまして。

それと、この地方創生ということで、田淵議員のほうはすごく造詣が深いと思うんです

けれども、本当に私も、この東京一極集中は何とかして是正して、地方の人口減をちょっとでもとめる、また伸びるような形の方向、そして、それとともに産業とか就業構造とか、その辺のことを地方がやっていかんと、日本全体が本当に元気になるよということが地方創生だということは、私も認識してございます。

そういった形の中で今回でございますが、この地方創生という形の中で交付金事業がございました。その中で何とかやっていきたいというような形の中で、今回でございますが、この事業ということの中で国のほうでお認めいただいたということでございます。

その中でいえば、委託料とか、そして、先ほど統括官もおっしゃった、グランドデザインというような形の中、そして、みんなでやっていこう、決して逃げるんじゃないで、みんなで教育界とかそういった形の中でやっていこうということでございますので。何もかも、先ほど統括官もご答弁させていただいたとおり、黒字開業、赤字開業というのはわからんとも多々あるかと思えますけれども、利益も考えながら、そして地方に活力というような形の中でいえば、雇用とかそういった形も考え、それとともに観光とかそういったことも勘案しながら、今後でございますが、今までもやっておるんですけれども、今回のこれにつきましたならば、ある程度、言葉で言えば、見切り発車的なこともあるかと思うんですけれども、これに関したならば、今回のケースでいえば、ある程度はいたし方ないことではなかろうかなと、このように思っております。

それと、あくまでも商売でも赤字云々というような形で、先ほども統括官もご答弁させていただいたとは私も認識してございません。ただ、いろんな形の、例えば経済情勢の変化等々の中でいろんなケースがあるよということで、統括官はご答弁したというような形で私は認識もしてございますので、その辺もあわせてよろしくお願い申し上げたいなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の町長のご答弁、私、理解します。難しいのも理解しているし、町がそういう方向で責任持ってやるんやと、西山統括官のほうはアドバイザーとしてお力をおかりする立場であって、全て西山統括官に丸投げするということではないんだという認識の中では、今の町長のご答弁、大切にしたいと思うし、納得したいと思えます。

その上でですけれども、今、谷口議員がおっしゃったこと、また高野議員がおっしゃったこと、課長、あなたが担当課長なんですから、もう一度、これ採算とかについてどう考えるか、ああ考えるかということについて、西山統括官に答えさすんじゃないに、課長はどう考えているんか、この事業の一番中心になるんは、結局、町長であり、最終的には専門的なものはあなたでしょう。ですから、今、高野議員がこういう採算ということについて、誰も疑問を思うんは当然だと思います。なぜ言うかわかるでしょう。白崎にも行っておられましたけれども、地方創生じゃないに、ふるさと何ぞで1億円出たときに、いっぱいそこら辺で温泉掘って、みんな赤字ですよ。みんなと言うたら失礼ですけども、日高町も赤字でしたよね。だから、我々議員が見たら、町が計画して町がやることという

のは赤字になる可能性が物すごく高いと、そういうことを危惧しているんですよ。

このことについて、目的は目的としてある、採算は採算としてこういうことだと、きちんと目的と採算ということについてどう考えているのか、課長の見解を聞かせてください。

○議長（鈴木基次君） 防災企画課長。

○防災企画課長（中村幸嗣君） お答えします。

まず、この交付金につきましては、西山統括官を中心に計画を策定し、また、交付申請を行ってきた次第でございます。

この交付金事業、今回補正を上げさせていただいていますけれども、この説明員として、私、また統括官もこの議会に出席させていただいていることから、先ほどからの答弁については、中心となって交付申請をしていただきました統括官が答弁、お答えさせていただくのが妥当ということで、私はそういうふうに踏まえておりました。

この計画についてのこの採算性についてですけれども、私も先ほどの統括官の答弁の内容に同感するところでありまして、最初からもうかるという担保的な発言というのは、現実的にはできないと考えております。この交付金の機会があり、また現在、町が抱えておる課題として合致したということで、今回、この交付金事業を申請したという考えから、一つのいい機会として、私はこの交付金事業の採択申請なり、採択をされたということで、一つのいい機会、一つのチャンスの到来として踏まえているところでございます。以上が今、率直な私の考えでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 3回目ですので、これぐらいにさせていただきます。課長のご答弁で納得します。どうも、何がこっちを言いたいかということは伝わっているようで、伝わっていないので非常に不安なんですけどね。

でも、これだけは言っておきます。この一連の地方創生の事業の取り組みというもので見ていたら、町に主体性がなしで、たまたま統括官が来てくれたんで、頼まよ、頼まよと、町が主体性を持っていないように見えていますよ。西山君、これ、このところどう考えるかね、アドバイスいただいたらそれだけでしょ、本当は。1から10まで統括官に任すというのは、町に主体性がない、西山さんが1年して去っていったときに、よう公共事業であるように、赤字になって税金つき込まないかん、それだったら何のために、目的大きいのが何のために地方創生やっているかというの。

先ほど、地方創生の目的というのは町長、答えてくれたんで、私も全く同じ考え方で、そのことについての目的、最終的な根本に対する目的は理解します。それは追及するつもりはありませんけれども、でも、この事業に取り組むということは、やっぱり、それなりの目的というのがあるし、課長が答えてくれたんでええけれども、それで納得はしますけれども、本当にはたから見たら、うちの町はほんまに主体性ないように見えますよ。それだ

け、地方創生が大切なので、最後に3回目で聞かしてもらいます。

委員報酬300千円とここに出ております。本来、委員報酬とか何とかというのは、当初予算で出てくる性格のもんだと思うんですけども、今ここに来て、委員報酬300千円が出てくる理由とか、そこら辺についてちょっと質問させていただきます。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） これ、28年度予算なものですから、当初予算であれば、4月以降しか使えないんで。

○9番（田淵勝平君） ごめん、28年度の当初予算で委員報酬なんかというのは、本来出てくるもんだというんです。

○地方創生統括官（西山巨章君） まだ、もしかしたら間に合わないかもわからないんですけども、地域で協議会みたいなものをつくって、地域の住民の方と話す仕組みをつくりたかったんです。そこで、例えば、大学の先生とかそういう方も呼ぶこともあるかと思って、これも実はそういうことがあったらということよんでいるんですが、協議会をつくるのが間に合わなければ、3月まで間に合わない可能性もございます。

○議長（鈴木基次君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 先ほどからいろいろとお話出ている地方創生のほうのことなんですけれども、統括官もおっしゃられたように、必ず黒字になるような事業はない、確信できるような事業はないと、赤字になる可能性ももちろんあるということで、始めていかんかというようなことやと思うんですけども、これ、もし始めて赤字になって、そのまま続けてもだめやというときに、今、グランドデザインがどうのこうのとか、設計業務で全てのことをある程度形をつくっていくんやと思うんですけども、そこをある程度小回りのきくような変更をして、黒字に持っていけるというような変更をするというような幅というのは大分あるんですか。幅がなく、もう、今出したこうでないやとやっていけんのやと、ここの施設で、この漁師飯で、こうでなけりゃあかん、この絵でないやとやっていけんというんだったら、これ、もし赤になったら黒にしていくすべがないですよ。

それを、黒にしていかんことには、3年ぐらいで黒にしていけたらというお話やと思うんですけども、黒にしていけるすべというんはあるもんなんですか。そのところをちょっとお願いします。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） 変更申請という制度がございますので、この交付金自体も結構幅が広いんですが、そこで読み切れない場合は、変更申請という形で可能でございます。

○議長（鈴木基次君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） そうしたら、その変更申請なんですけれども、例えば今やったら、その漁師レストランの場所がもう今、決まっていますよね。これをまた変更するとかというのは、その施設工事したりなるんで、大きく変えることはなかなか難しいかもわから

んのですけれども、そういう大きな変更というのもできるんですか。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） この地方創生拠点整備交付金は、建物に対する交付金なものですから、もし変えるのであれば、もう取り下げて別途、新規で申請するという形になると思います。ですから、変更ということはもうできないですね。

○議長（鈴木基次君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） そしたら、建物、拠点の変更はできんけれども、それ以外だったらできるという認識ですか。例えば、漁師飯というのを、いやまた別のものにすとか。食事をつくる施設があるんやから、三尾だったら、地域近くに漁港もあれば、あれなんでお弁当をしたりとか、そういうふうな業務体系を変えるというようなこともできるということですか。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） この建物の範囲内で変更する場合は、変更申請という形になると思います。

○議長（鈴木基次君） 6番、谷議員。

○6番（谷重幸君） 私もこの地方創生交付金、事あるごとに一般質問なり、あらゆる場面で質問はしてきているつもりなんですけど、その都度申していますように、基本的には応援はしたいんです。この漁師レストラン、ゲストハウス、恐らくこの中で、間違いなく成功するやろうと思っている方は誰もいないでしょう、実際問題。

ただ、こういう話の中でやはり住民さんに参加していただくというか、住民さんの気持ちを行政がこういう案を出して、そこに住民さんに参加してもらおうというお話やと思うんですけれども、仮に、若い方が漁師レストランやろうかと。今の現状ですと、恐らく、皆さん自信持ってやってくださいとなかなか言えんと思うんです。場所的なこともある、商売目線でいくと、かなり厳しい面があるだろう、これぐらいの予想は、今でも皆さんついておられると思うんです。

じゃ、仮に僕もそういうことはないですけども、僕の友達がそういう気持ちないこともないよ、おお、おまえ1回やってみいと、私、今よう言いません。トータル的にいろんな質問出ましたけれども、やはり、そこにビジョンが欠けているからやと思います。当然、今の段階で統括官が、じゃ3年後、売り上げ10,000千円、20,000千円だよ、当然言えんでしょう。黒字やよ、黒字で回していくよ、当然言えんと思います。

住民さんにかかわってもらう話になるかもしれない不安というのが私も持っておりまして、やるよという声を希望するのか、この先わからんけども何とかちょっとやってくれんかという話になるのか、その感覚で大きく変わってくると思うんです。現状を考えると、ちょっと三尾の人、何人か寄ってやってくれんかなと、そういう話になるのか、私があそこでやるよという声を待つのか、そこで全然変わってくると思うんです。そのあたり、今、イメージしておられるのはどの位置におられるでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） 非常に難しい話になってきたんですが、とりあえずまずは住民の方にご説明、こういう予算で、こういうことを考えて申請しましたという話をして、実際、地域でこういう決める必要があるし、皆様のご協力を得たいという話をする中ですが、どうなんですかね。ちょっと微妙なニュアンスがあれですけども、ただ、こういうやっぱり結局商売みたいなことになってくるのであれば、やっぱりやる気がないと多分うまくいくものだってうまくいかないと思うんで、頼むからやってくださいというのがいいのか、やる気のある人、奮起を待ちますというふうなやり方がいいのかということでは、私は後者のほうがいいのかと思っています。

だから、無理やりやってくださいというんだと、多分うまくいかないのかなと思うんで、どうしてももうやり手が出ない後、いろんな県外の事例というのを聞いたら、地域にやり手がいなかったら公募をすとかいって、そういうような人を呼んでくるという方法もあるんですが、そういうことも含めて地域の方と相談して、決断はやっぱり地域で、住民がやっぱり私は主役と言っているんですが、住民の方がすべきではないという判断があるのであれば、そこはもう無理やり役場がやりましょうというのは言えないのかなというふうには個人的には思っております。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） この地方創生の交付金の獲得でありますけれども、先日も説明を受けました。これは国の予算からしたら300億円ぐらいですかね、この地方創生の、近くあると思います。そして、この中で加速化交付金2,000千円弱ですか、そのほかにも女性活躍推進の交付金であるとか、子育ての母子保健衛生の交付金とかありますけれども、こういった2,000千円ぐらいのお金で、ぐらいと言ったらおかしいけれども、200億円のお金を国で取り合いをしておると。

これはどこの町でも、欲しいから取り合いになるんであろうと思われまして、そういうことでいいですと、我が町は、今までこういったことについて余り積極的に参加をしてこなかったんじゃないかなと思われまして。他町の人からも、そういう声も聞いたりしたことがあります。

私は、具体的にというか、結論として、積極的に補助金を得てまちを活気づけていただきたい、このように思っておるわけでありましてけれども、こういったお金を市町村が多く獲得するという事は、県としても助かるだろうし、喜ばしいことであらうと思われんですが、そこら辺、副町長、県でおられてどう感じておられますか。

○議長（鈴木基次君） 副町長。

○副町長（笠野和男君） 今回のお金なんか特においしいというか、なかなか交付の算入の分も高いということで、そやので積極的に取り入れてやっていくということは、当然、県にいてるときもそういうことを考えながらいろんな施策に取り組んできました。

ただ、いろんな話出てきている中で、やっぱり町に余り最終的には赤字というか、変な

負担が出ないようにということは絶えず心がけて、ちゃんと見ていかないとあかんかなというふうに思っていますので、その辺、私も統括官といろいろな話ながら、それこそいろいろ全般的に、いろんなことおいしいものをもらって結局悪いものにならないようにということは十分考えていきたいと思ひますし、今後とも、こういうことでたくさんお金ももらえるということには積極的に対応していくべきやというふうに思っております。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） はい、この補助金の申請、獲得については文書で行うと思うんですが、これも、課長ともいろいろ相談しながらのことであると思ひますけれども、最終的には、統括官がいろいろ幅広くいろんなことを調べておると思われますので、こういったことについてはお任せをして情報収集していただいて、できるだけ採択していただけるようにと、私自身願っておるわけなんです。

そこで、新しいことをやろうとすればいろんな意見も出て当然であろうが、とにかくチャレンジしていただきたいと、そうでないとこのままではどんどん衰退と言うたらおかしいですけれども、人口減も含めて、三尾の地区の状態も見てみますと、衰退していつているように思われます。

この前の説明のこの写真にもあります、野田邸、野田先生の家ですけれども、これは、初め取り壊しの話が出ておったわけなんです。解体費用も考えると、更地にして売却するとなると採算が合うかどうか、売れるかどうかわかりませんし、その家自体、私も中へ入ったことあるんですが、非常に再利用の価値が高い家であると思ひます。十分利用価値が可能であると思っております。

失敗したらとか、いろいろ意見も出ましたけれども、国の予算の中で27年度の決算見たら、98兆円とか100兆円とか、そういう大きな金額の中の話でありますので、これは微々たるものでありましようけれども、とにかく前向きにとにかく取り組んでこういったことを行ってほしいと、私そういう気持ちを持っておるんですよ。統括官、いま一度、答弁いただけたら。

○議長（鈴木基次君） 地方創生統括官。

○地方創生統括官（西山巨章君） いろいろアドバイスありがとうございます。

私も和歌山市ではありますけれども、和歌山県人として、やっぱり和歌山県のいろんな市町村が元気になってもらいたいということで、美浜町も第二のふるさとというつもりで今までやっていまして、特に三尾地区に、私はバスで行くことが多いんですけど、バス停をおりたときに何か空気感がすごい違って、私個人的にはすごいいい地区だなと思つて。ただ、自分のイメージでは、小学校のときに習ったイメージで、アメリカ村といったらいろんな洋館がいっぱい建ち並んで、すごいちょっと何かモダンな雰囲気のするところであるというところだったのが、いざバス停をおりてみると、バス停にはアメリカ村と書いてあるんですけども、もうそれらしい建物も余りなくて、人も歩いていなくて、このまま何か歴史から消えていくんじゃないかなというすごい危機感を感じたんで、それで、

難しいのは承知でこういうアイデアを考えたんです。

ただ、特に野田邸にはすごい、その中でも数少ないアメリカ村らしい建物なので、いいなと思っていてたまたま入った、たまたま歩いてまして何度も実は三尾地区には一人で行って歩いて回っていたんですけれども、たまたま入った美容室の方から、あそこの建物を取り壊すらしいよという話を聞いてびっくりして、町長とか副町長にご相談したんです。だから、特に野田邸はもうアメリカ村の魂のような建物なんで何とか残せないかという中で、実は野田邸からで、このアイデアは。

ただ、この漁師レストランとゲストハウスは、ある程度収入が見込めないとこの予算がもらえないというのがあったんで、野田邸を生かすためにこの2つのアイデアも集まって考えたんですけれども、今回残念ながら、肝心の野田邸だけが交付金申請の採択から漏れたんですけれども、3月の2次募集の要件には、前回、全員協議会でもお話ししましたように、歴史的象徴の建物にいろんな地域の資料を展示するというものも対象にかかわったということで、かなり採択の可能性が出たので、できればこの3つの建物、今回、3月の申請で野田邸も認めてもらって、この建物三位一体でアメリカ村の再生のために何かお役に立てればいいなと思っています。

ただ、私、本当に正直な人間なんで、本当に絶対もうかるとかそういうことは言えないんですけれども、もちろん、そうかといって赤字でいいとも思っていないし、ましてや、この美浜町役場から給料をいただいているんで、その美浜町役場に何か迷惑をかけるようなことなんていうのは一切したくもないぐらいの気持ちで、ちょっと言葉が下手くそなんで思いを伝えられないんですけれども、何とか、当然この事業、プロジェクトも成功して、採算も出て、こんなことでやるんだったら自分たちもやってみようということで、この補助金と関係なく、民間の方がどんどん、例えば今、空き家を改修して何らかの収益的な施設になっていけば、かつての三尾地区がまたアメリカ村と言われたころのようになって、ここまで言っているのかどうか分かりませんが、子どももどんどんふえて、じゃ、三尾小学校やっぴりもう一回開校しようよというぐらいになるのが、実は私の夢でございます。

本当にでも、余り夢物語をまた語り過ぎて、おまえそんな言ったけどどうそついたと言われると困るんですけれども、そういうぐらいの気持ちで、これから住民の方とお話したいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 2番、繁田議員。

○2番（繁田拓治君） ありがとうございます。

新しく取り組むことであるんですから、十分熟慮するのは当然であろうと思われま。こういった取り組みで参考になるかどうか分かりませんが、四国に神山町という昔村やって合併した、限界集落に近いような状態になりかけていた村、今は町になっておりますけれども、そういったところを立て直したところがあります。ここはNPOが中心に

なって幅広く行っておると。そこで、そういう彼らの話を聞いてみますと、できない理由よりできる方法を模索せよと、とにかく始めろと、そういう言葉を合い言葉にして取り組みを進めて、今のところ、物すごい人口増につながって、日本の中でも成功しているところでもあります。この補助金の関係でNPOだけではうまくいきませんので、町とタイアップをして、いろんな取り組みを、すごい取り組みですけれどもしておるところがあります。

私もそこを視察に行きましたんで、視察報告も出しますので、当然でありますので、前にも統括官とか町長にもお見せしたことあると思うんですけども、参考になると思われますので、そこら辺のそういうところを一度また見てこられるとか。

最終的には町長の判断になろうと思われまますけれども、見解を求めます。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員にお答えいたします。

いろんな事例もあろうかと思えます。その中で、やはり町としていろんな形で模倣というんですか、まねというのは私も大事だと思いますので、今、繁田議員がおっしゃった徳島のほうの前もお聞きしたことは記憶にございます。一度、私自身、まだ行ったことはございません。その辺も含めた中で、今後、その辺も検討してまいりたいなど、このように思っております。ありがとうございます。

○議長（鈴木基次君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 余り長々と何したらいかんので、さっと話を。

ええ機会やと思うんで、教育長、せっかく出席しておられるんで、私、教育長に答えてもらおうかなという気があるんです。と申しますのは、この地方創生関連の町づくり、村づくりということになったら、町づくりができていくかどうかというのが、物すごく成功するかせんかの一つのキーポイントを担っていると思うんです。いわゆる町づくりという中に、一番基本的なのは生涯学習だと私は考えております。したがって、地方自治の一番根本とは、そら民主的とかいろんなことがありますけれども、生涯学習が中心になると思います。

そういう意味からいうたら、ここに目的で、ふるさと教育という言葉も出ているように、郷土を愛する心を醸成し、これらにより雇用機会云々。ほんまの目的の中心というのは、これ、生涯学習と言うてもええわの。私、教育長に向かって聞かな仕方ないんです。本来、生涯学習というのは企画の担当やと思うんやけれども、うちの町はそっちになっているんでね。

きょうは、いろいろお話ししている中で、せっかく教育長、来てくれてあるんで。私は、生涯学習が行き届いた町は、こういう地方創生してもうまいこといけれども、生涯学習のうまいこと醸成のできていないとこはうまいこといかな、町づくり、村づくり、何してもうまいこといかなと、そういう概念でずっと見ているんです。ほとんど当たっていると思うんです。

町長、実際ここでこういう企画をして、住民の方に集まっていただいて、こういう企画

をしていこうというときに、教育長が関係ないように思うけれども、持ってきたら、これ最終的に教育長が生涯学習をどう考えるかということができているかできていないかで、成功するか失敗するかと、僕、一番根本はここだと思うんです。

教育長、私の考え方、批判でも結構ですし、教育長のお考え、私が生涯学習の質問をしたときに、出前講座、正確には何というか、出前講座の話したら、いつかこの役にも少しはなろうかと思うというような答弁で、それはそれで正しいと思うんですけども、その程度のもんで、こういう事業が出てきたときにそれを担うだけの力が、生涯学習を担当している教育長としては、醸成されて育っていていると思いますか。その見解、私に対する批判でも結構ですので、ご答弁願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 田淵議員のご質問にお答えしたいと思います。生涯学習というのは、田淵議員がおっしゃられるように、結局は町民が生き生きと、どういう形で町の中で生活するか、活動するかということが究極の目的であろうかと、私はそのように思っております。

ですから、地方創生によって、町が生き生きと活性化されていくと、これも大きな生涯学習の目的の一つであるというふうに思っております。ですから、今、企画のほうでやられておりますこの事業についても、生涯学習社会へ到達するための一つの道筋であると、私自身はそうのように踏まえてこの事業を見させていただいていると。教育委員会のほうでも、力をかせる部分があれば加担というんですか、お手伝いをしていきたいと、そのような考えを持っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 平成28年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は11時10分とします。

午前十一時〇〇分休憩

——・——

午前十一時一〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

私、先ほど諸般の都合により、副議長に議長の辞職願を提出いたしました。許可していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（繁田拓治君） 議長を交代します。

ただいま鈴川議員から議長辞職願が提出されましたので、私が議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

この際、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8 議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、鈴川議員の退場を求めます。

（鈴川議員退場）

これより、事務局長が辞職願を朗読します。

○事務局長（北裏典孝君） 平成29年2月14日。

美浜町議会 副議長 繁田拓治様。

美浜町議会 議長 鈴川基次。

辞職願。

このたび、諸般の都合により、議長を辞職したいから許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（繁田拓治君） お諮りします。

ただいま議題となっております議長辞職については、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか

○議員 「異議なし」

○副議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職については、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

鈴川議員の議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○副議長（繁田拓治君） 起立多数です。したがって、鈴川議員の議長辞職を許可することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、鈴川議員の除斥を解除します。

（鈴川議員入場）

鈴川議員に申し上げます。ただいま議長辞職の願い出については、願い出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として、直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時十六分休憩

——・——

午前十一時十六分再開

○副議長（繁田拓治君） 再開します。

追加日程第9 議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙は、投票で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから議長選挙を行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、龍神議員、6番、谷議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○副議長（繁田拓治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番議員から、順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

○議員 「ありません」

○副議長（繁田拓治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

5番、龍神議員、6番、谷議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票10票。無効投票0票です。有効投票の内、高野正議員10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、高野正議員が議長に当選されました。

選挙が終わりましたので、議場の出入口の閉鎖を解除します。

（議場閉鎖解除）

ただいま議長に当選されました高野正議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人から就任の挨拶を許可します。

○議長（高野正君） まず初めに、本当にありがとうございます。

何かとありましたが、まさか私自身、10票の満票をいただけたとは本当に想定外のことです。過去にも一度、議長を経験したことがあります。私が今後最も重視したいのは、委員会、特に常任委員会におきましては大切にやっていきたいと思っております。私、過去には、過去にはと今もそうありますが、文厚の委員長をさせていただいております。ひねくれ者の私でありますので、何個か、1項目、2項目、委員会の所管から削ったことがございます。今度、新たな委員長になるお方にはもとに戻していただきたいなと思っております。各委員長のもとに、それぞれ、住民目線でやっていただきたいなと思っております。特に、常任委員会での所管のとり方については、もっともっと、ふやしていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力、今後ともよろしく願いしたいということで、甚だ簡単措辞ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○副議長（繁田拓治君） これをもちまして、議長選挙を終わります。

新議長、議長席にお着き願います。

しばらく休憩をします。

午前十一時二十九分休憩

——・——

午前十一時三十一分再開

○議長（高野正君） 再開します。

ただいま、繁田拓治議員から、副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第10 副議長辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、繁田議員の退場を求めます。

（繁田議員退場）

これより、事務局長が辞職願を朗読します。

○事務局長（北裏典孝君） 平成29年2月14日。

美浜町議会議長、高野正様。

美浜町議会副議長、繁田拓治。

辞職願、このたび、諸般の都合により、副議長を辞職したいから許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（高野正君） お諮りします。

ただいま議題となっております副議長辞職願については、質疑・討論を省略の上、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職については、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

繁田議員の副議長辞職を許可することに賛成の方は起立願います。

○議員 （起立多数）

○議長（高野正君） 起立多数です。したがって、繁田議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

除斥の議事が終了しましたので、繁田議員の除斥を解除します。

（繁田議員入場）

繁田議員に申し上げます。ただいま副議長辞職の願い出については、願い出のとおり許可することに決定されましたから、告知します。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として、直ちに選挙を行

いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、副議長選挙についてを日程に追加し、追加日程第11として、直ちに議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午前十一時三十五分休憩

——・——

午前十一時三十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

追加日程第11 副議長選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙は、投票で行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票によって行います。

ただいまから副議長選挙を行います。

議場の出入口の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、碓井議員、4番、北村議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありますか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

投票用紙に被選挙人の氏名記載の上、議席番号1番議員から、順次投票願います。

（投票）

投票漏れはありますか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

3番、碓井議員、4番、北村議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数10票。これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票10票。無効投票0票です。有効投票の内、谷重幸議員10票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.5票です。したがって、谷重幸議員が副議長に当選されました。

選挙が終わりましたので、議場出入口の閉鎖を解除します。

（議場閉鎖解除）

ただいま副議長に当選されました谷重幸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人から就任の挨拶を許可します。

○副議長（谷重幸君） まず、満票にて副議長の職を私にお預けいただけましたことに、まず感謝申し上げます。

先ほど、議長も言われましたとおり、委員会しかり、そして一議員としての活動、それからまた、一議会としてのさらなる活躍が求められる時代にあります。そうしたことも十分念頭に置きながら、しっかりと議長のお支えをする役割を果たしてまいりたいと思います。どうぞ、皆様のご協力、ご理解のほど、よろしくお願ひ申し上げまして挨拶といたします。

○議長（高野正君） 正副議長の異動に伴い、議席の変更が生じました。

お諮りします。

この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第12 議席の変更についてを議題とします。

正副議長の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいと思ひます。

議席については、1番、議長、2番、副議長にしたいと思ひます。

お諮りします。

ただいま着席の議席にご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま着席のとおり議席を変更することに決定しました。

議席番号と氏名を事務局長から報告します。

○事務局長（北裏典孝君） 報告します。

1番 高野正議長、2番 谷重幸副議長、3番 碓井啓介議員、4番 北村龍二議員、5番 龍神初美議員、6番 繁田拓治議員、7番 鈴川基次議員、8番 谷口徹議員、9番 田淵勝平議員、10番 中西満寿美議員。

以上です。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

なお、13時30分から全員協議会を開催したいと思いますので、会議室にご参集願います。

午前十一時四十六分休憩

——・——

午後二時四十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第6 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の任期は、委員会条例第3条の規定により2年となっています。

したがって、2月19日をもって任期満了となります。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

これにより指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、碓井議員、谷口議員、谷議員、北村議員、田淵議員、文教厚生常任委員会委員に、龍神議員、中西議員、高野議員、繁田議員、鈴川議員、以上のとおり指名したいと思います。これについてご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

なお、任期の始めは2月20日です。

日程第7 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第4条の2第3項の規定により、2年となっています。したがって、2月19日をもって任期満了となります。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっています。

これにより指名します。

議会運営委員会委員に、鈴川議員、中西議員、碓井議員、北村議員、龍神議員、繁田議員、谷口議員、田淵議員、以上のとおり指名したいと思います。これについてご異議あ

りませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

なお、任期の始めは2月20日です。

しばらく休憩します。

午後二時四十七分休憩

——・——

午後二時四十八分再開

○副議長（谷重幸君） 再開します。

ただいま、議会広報特別委員会委員、高野委員から、辞任願いが提出されましたので、議長を交代します。

特別委員会委員については、任期の規定がありません。辞任の許可については、委員会条例第12条第2項の規定により、議会の許可を得なければならないとなっています。

お諮りします。

この際、議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第13 議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定によって、高野委員の退場を求めます。

（高野委員退場）

これより、事務局長が辞任願を朗読します。

○事務局長（北裏典孝君） 平成29年2月14日。

美浜町議会議長様。

議会広報特別委員会委員 高野正。

辞任願。

このたび、諸般の都合により、議会広報特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（谷重幸君） 高野委員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○副議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、高野委員の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

（高野委員入場）

高野委員に申し上げます。ただいま議会広報特別委員会委員の辞任の件については、願
い出のとおり許可することに決定されましたから告知します。

しばらく休憩します。

午後二時五十一分休憩

——・——

午後二時五十一分再開

○議長（高野正君） 再開します。

ただいま議会広報特別委員会委員1名が欠員となりました。

お諮りします。

この際、議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第14とし
て、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報特別委員会委員の選任
についてを日程に追加し、追加日程第14として、直ちに議題とすることに決定いたしま
した。

追加日程第14 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっていま
す。

これにより指名します。

議会広報特別委員会委員に鈴木議員を指名したいと思いますが、これについてご異議あ
りませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました鈴木
議員を議会広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

再開は3時といたします。

午後二時五十三分休憩

——・——

午後三時〇〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

お諮りします。

御坊広域行政事務組合議会議員、繁田拓治議員が、2月6日に辞職願を提出し、組合議
会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、
追加日程第15として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、御坊広域行政事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第15とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第15 御坊広域行政事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法についてをお諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に、繁田議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した繁田議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました繁田議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊広域行政事務組合議会議員に当選されました繁田議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これもちまして、御坊広域行政事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員高野正議員が、2月6日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので、欠員が生じました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第16として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第16として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第16 御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に、北村議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した北村議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました北村議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員に当選されました北村議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これもちまして、御坊市外五ヶ町病院経営事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

日高広域消防事務組合議会議員田淵勝平議員が、2月6日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第17として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、日高広域消防事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第17として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第17 日高広域消防事務組合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に、田渕議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した田渕議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田渕議員が本組合議会議員に当選されました。

日高広域消防事務組合議会議員に当選されました田渕議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、日高広域消防事務組合議会議員選挙を終わります。

お諮りします。

御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員谷口徹議員が、2月6日に辞職願を提出し、組合議会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第18として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第18として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第18 御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙についてを議題とします。選挙の方法について、お諮りします。

本組合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本組合議会議員に、碓井議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した碓井議員を本組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました碓井議員が本組合議会議員に当選されました。

御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員に当選されました碓井議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、御坊日高老人福祉施設事務組合議会議員選挙を終わります。
お諮りします。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員中西満寿美議員が、2月7日に辞職願を提出し、広域連合議会議長より許可されたので、欠員が生じてきました。したがって、これを日程に追加し、追加日程第19として、直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第19として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第19 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題とします。

選挙の方法について、お諮りします。

広域連合議会議員の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会議員に、中西議員を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名した中西議員を本広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました中西議員が本広域連合議会議員に当選されました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合事務組合議会議員に当選されました中西議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

これをもちまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を終わります。

しばらく休憩します。

3時20分まで休憩をいたします。

午後三時一〇分休憩

——・——

午後三時二〇分再開

○議長（高野正君）再開します。

議会構成が全て決まりました。お手元配付のとおりです。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

本臨時議会の会議に付された事件は全て終了しました。

平成29年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

午後三時二十一分閉会